

議案第十五号

港区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに貸付けの決定をした女性福祉資金については、この条例による廃止前の港区女性福祉資金貸付条例第三条、第五条から第七条まで、第九条から第二十三条まで及び別表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

女性福祉資金貸付事業を廃止するため、本案を提出いたします。